



自転車の酒気帯び運転・ながらスマホ罰則強化 ～道路交通法改正～

令和6年11月1日から自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されます

酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「酒気帯び運転」「運転中のながらスマホ」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象になります。

危険行為 信号無視・指定場所一時不停止・遮断踏切立入り・安全運転義務違反 など

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>
交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>
X（旧ツイッター）URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X(旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析